

2024年2月 日

●● 病院
●● ●● 様

●● 労働組合
執行委員長 ●● ●●

看護補助者の処遇改善事業の実施について

看護補助者の処遇改善事業は、2024年度の診療報酬等同時改定において対応を見据え、喫緊の課題に対応するために、医療機関内で賃金水準が低い看護補助者の給与向上を支援するものです。

政府は「デフレ完全脱却のための経済対策」（2023年11月2日閣議決定）において、2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定を見据え、喫緊の課題に対応するため、人材確保に必要な財政措置を迅速に講じることが決定されました。看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関で働く看護補助者を対象に、賃上げの効果が継続されるように、2024年2月から収入を引き上げることが目的とされています。

医療分野において人員確保が喫緊の課題であることを考慮し、他の産業に比べて給与水準が低く、人材確保や定着が難しい看護補助者の処遇改善が緊急の対応となっています。給与水準の引上げにより看護補助者の確保・定着が促進され、これにより看護職から看護補助者へのタスク・シフト／シェアが円滑化し、現場において効率的かつ質の高い医療の提供が期待されます。

自治労は、「自治体労働者の生活を守るための賃金水準の確保」および「会計年度任用職員をはじめとする臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件改善」を基礎に据え、引き続き労使合意を前提とした賃金・労働条件の確立を推進することから、下記を要求いたします。

貴職におかれましては、速やかに検討され、真に誠意のある回答を書面でもって、2月 日までに示されるとともに、労使交渉による合意のうえ、決着を図られるよう要求します。

記

1. 看護補助者処遇改善事業実施要綱の趣旨を踏まえ、看護補助者の賃金改善を行うこと。
2. この事業は、他の医療関係職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うことを目的とするため、全ての看護補助者の賃金改善を行うこと。

以上